

汎

36

鳥教第六號

私的制裁根絶ニ関スル件ニ係ル

昭和十九年十一月五日 新隊副官 勝山孝一郎

各人中小隊長

首領ノ件ニ記シテ、翅通ニ載ル

依テ幹部ニテ監督指導ニ適スルモノノ私的制裁ノ根絶ニ萬全ヲ期スルト

共ニ益ニ關スル事ニ因テ之ノ次期在職ニ適シテ度々命令通牒ス

森文彦(五三二二二)

昭和十八年十一月五日

大林 兼 國 外 課 長

241

現下軍大時局ニ際シテ、軍力ヲ最大ニ發揮シ、存続スルニ務メ、
期更ニカ為全部隊(後衛)ニ於テ親和團結強化ヲ切望スルハ言ヲ俟タサル所ナリ
然レニ今尚現時局ニ覺醒スズ、責任ヲ認識スルニ至ラズ、若クハ多事ニ因

1703

囚レ私的制裁ヲ敢テシ部隊ノ團結ヲ阻害スルノミナラス是ヲ逃レ亡離隊ニ
暴行等ノ軍紀犯發生ノ誘因ヲナスモノアルハ極メ遺憾トスル所ナリ

又先被現地人軍隊及衆庶ニ對スル私的制裁ヲ嚴禁スル如ク命令セシ
レモ軍隊内部ニ於ケル私的制裁ノ存續ハ不知不識ノ間
非行ヲ敢テスル動機トナルヘク此際之ヲ根絶ヲ期スル如ク監督指導ヲ

施シ極度命令通牒ス

是等將來此種事犯ノ發生ニ方リテハ軍紀確立上情狀如何ニ拘
テ處断セラルヘク又監督上ノ責任モ強ク糾弾スルハ至極ナリ